

様式第 1 号

特定非営利活動法人コミュニティ・アーキテクト（近江環人）ネットワーク
（NPO 法人環人ネット）地域コミュニティ再生事業助成 申請書

NPO 法人環人ネット 地域コミュニティ再生事業助成に申請します。

1. 申請年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 申請者 **会員を含む** 3 名以上 氏名および会員種別（**会員**＝申請代表者に○）

代表	氏名	会員種別	所属等

3. 連絡担当者氏名 _____ 携帯電話番号 _____

4. 事業期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 事業概要（別紙添付可）

6. 事業収支見込（全体 別紙添付可）

7. 上記事業収支見込みのうち本助成で使用する費目と金額（別紙添付可）

8. 約束事項

- （1）本事業は当法人の目的に沿った事業です
- （2）NPO 法人環人ネットおよび会員の名誉を損なうことはいたしません
- （3）事業終了後は速やかに報告（報告書書式は任意）・精算（精算払）を行います
- （4）領収証はNPO 法人環人ネット宛とし、明細を添付したものを提出します。
- （5）事業実施後に開催されるNPO 法人環人ネットの通常総会にて報告を行います
- （6）チラシなど広報を行う際は本助成事業である旨を掲載します

例：本事業はNPO 法人環人ネット「地域コミュニティ再生事業」採択事業です
以上
本申請書に記載されていることに相違ないことを証します

申請代表者自署 _____

採択結果 _____ ・採択 _____ ・不採択 _____ 採択年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

採択金額 _____

NPO 法人環人ネット 理事長 辻村琴美 印

本申請書は本助成事業における契約書類となります。大切に保管してください。

特定非営利活動法人コミュニティ・アーキテクト（近江環人）ネットワーク
（NPO法人環人ネット）地域コミュニティ再生事業助成金交付要綱

2013年9月17日交付

（趣旨）

第1条 NPO法人環人ネット（以下当法人）は、滋賀県のまちづくり活動を推進するため、地域における地域団体によるまちづくり活動（地域コミュニティ再生事業）に対して、当該年度の予算の範囲内において地域コミュニティ再生事業助成金を交付する。

（助成対象事業等）

第2条 助成金交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、他の助成事業等による助成がある場合は、交付対象助成事業と経費区分が明確でないものは助成の対象としないものとする。

（1）当法人の目的に合致した滋賀県内におけるまちづくり活動

（助成対象団体）

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

4文字削除※1

- （1）当法人の会員（正会員、賛助会員、学生会員）~~3名以上~~を含む活動であること。
- （2）滋賀県内での活動であること。
- （3）当法人が定款に掲げる目的に沿った活動であること。
- （4）公序良俗に反する活動でないこと。
- （5）宗教活動又は政治活動ではないこと。

2 助成金の交付申請と同時に入会することは、これを妨げない。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費とし、交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他の団体への負担金及び助成金、予備費等は、助成の対象としない。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、1件につき5万円を限度とする。

2 この事業で交付できる助成金の総額は、毎年度予算で定めた額の範囲内の額とする。

（助成期間）

第6条 助成事業の実施期間は、原則当法人の当該事業年度内とする。

（交付の申請）

第7条 助成金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 2カ年続けての申請は受け付けない。

（交付の決定）

第8条 当法人の理事会は、団体から助成金交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受け取った場合において、当該通知にかかる助成金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請にかかる助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(交付の条件)

第10条 助成金を付する条件は、次のとおりとする。

(1) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に終了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第11条 実績報告は、任意の様式によるものとし、添付あるいは記述しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績調書

(2) 収支精算書

(3) その他理事長が必要と認める書類

2 助成金交付対象団体は、当法人の総会に出席し、報告を行わなければならない。

3 チラシなど広報を行う際は本助成事業である旨を掲載しなければならない。

例：本事業はNPO法人環人ネット「地域コミュニティ再生事業」採択事業です

(助成金の交付方法)

第12条 助成金は、助成金の額の確定後に交付するものとする。

(募集)

第13条 助成事業の募集は、毎年度募集期間を定め、広く公に周知するものとする。

(成果の公表)

第14条 理事長は、助成金の交付を受けた団体に対し、助成事業の実施状況及び成果の報告を求め、その内容を広報紙その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

以上

補足：当法人の定款の目的

(目的)

第3条 この法人は、滋賀県における地域再生、地域活性化、まちづくりの課題に対して、それらの課題解決に必要な調査研究、情報発信、地域支援等の事業を行い、もって滋賀県の地域再生、地域活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。

附則

※1 この要綱の変更は、2022年5月10日から施行する。